

相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。

「家族信託」を知ろう

■家族信託とは

家族信託 = 自身の財産を、ある目的のために信頼できる家族に預ける制度

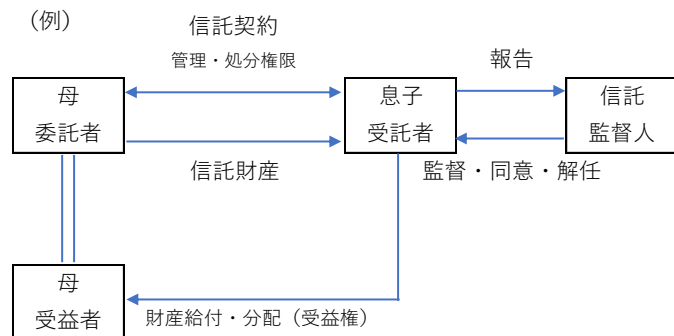
例えば、不動産や預貯金などの財産を、自身の老後や介護を見据え、その財産管理や資金の出し入れなどを信頼できる家族に託すというものです。

■家族信託の仕組み

委託者 = 財産の所有者

受託者 = 財産の管理・運用・処分する人

受益者 = 財産からの収益を受け取る人



■どんなときに家族信託を利用するのか

①親が認知症になっても相続対策を続けたい

家族が認知症や交通事故などにより、判断能力が低下してしまうと、自分自身で必要なお金を用意したりすることはできないため、そこから先は一切相続対策ができなくなります。

②夫婦共有名義の不動産の問題を解消したい

夫婦のどちらかの判断能力が無くなってしまうと、共有名義の不動産を売ったり、貸したりする契約行為ができなくなります。

③障がいをもつ子どもの将来の生活を守りたい

自身に万一のことがあったとき、障がいをもつ子のお金の管理ができなくなります。

そんなときの対策として、家族信託を活用できるのです。

「私は家族信託が必要なのではないか？」と悩んだら、まずは相談してください。

介護を含むシニアライフのお悩みは
ヘルプラインにご相談ください

☎0120-638-567

受付時間：平日 9時～18時
土曜日 9時～17時